

八千代市営繕工事週休２日制適用工事実施要領

（目的）

第１条 この要領は、週休２日制適用工事（以下「適用工事」という。）及び実施に関し必要な事項を定めることにより、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組を促進し、もって少子高齢化を背景として技術者、技能労働者等の人材不足が懸念される建設業のうち営繕工事事業について、将来の担い手確保に向けた事業主等の取組に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休２日制 対象期間において、４週８休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げるものについては、対象期間に含まないものとする。
 - ア 年末年始６日間
 - イ 夏季休暇３日間
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事（工事請負契約の発注者が複数の事業者が発注して行わせる工事をいう。以下同じ。）の場合に、各発注工事で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。
- (5) ４週８休以上 対象期間内の１計算期間（対象期間の総日数を２８日ごとに区分をした、その２８日間をいう。）当たりにおける現場閉所及び現

場休息の日数（これらの日数のほか、降雨、降雪等による予定外の事象により現場閉所又は現場休息の状態とせざるを得なかった日数を含む。）の占める割合が、28.5%以上の状態をいう。現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(6) 現場着手日 現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(7) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（適用工事）

第3条 適用工事は、八千代市が発注する営繕工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことと指定する工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 対象期間（現場着手日から現場完成日）が1週間未満の工事

(2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

(3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

（工期設定）

第4条 新営工事における工期の設定は、国土交通省で定める「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、一般社団法人日本建設業連合会が作成する「建築工事適正工期算定プログラム」、過去の同種工事における実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として、適正な工期を確保する。

2 改修工事における工期の設定は、過去の同種工事における実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として、適正な工期を確保する。

3 前2項の規定による工期については、完成検査期間の14日を考慮して算定するものとする。

（適用工事である旨の明示）

第5条 適用工事の対象とする場合は、次に掲げる契約の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面（電磁的記録として作成されたものを含む。）に、営繕工事が適用工事である旨を明示するものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札公告及び特記仕様書

(2) 指名競争入札の場合 指名通知書及び特記仕様書

(3) 随意契約の場合 特記仕様書

2 前項の規定による適用工事である旨の明示は、別紙1の記載例を参考に行うものとする。

(現場閉所及び現場休息の確認方法)

第6条 工事着手前における現場閉所及び現場休息の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 監督職員は、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日制が確保されていることを確認する。

(2) 「対象期間」の設定として、現場着手日及び現場完成日のほか、必要に応じて、工場製作のみを実施している期間等の対象期間に含まない期間を、受注者との協議により決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、当該分離発注工事の受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで、「実施工程表」を作成する。

2 工事着手後における現場閉所及び現場休息の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所及び現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数を確認するものとする。

(2) 受注者は、監督職員による現場閉所及び現場休息の状況の確認に資するよう、現場閉所及び現場休息の日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。

(3) 監督職員は、対象期間において発注した工事の工程計画に見直し等が生じた場合は、その都度、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所及び現場休息の状況を確認する。この場合において、発注した工事が分離発注工事であるときは、当該分離発注工事の受注者間で調整を行わせた上で、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」を受領するものとする。

- (4) 受注者は、対象期間の終了後速やかに、監督職員に対し、実際に現場閉所及び現場休息を行った日を記載した「実施工程表」等を提出するものとする。
 - (5) 現場閉所又は現場休息をする日が契約期間の末日の14日前の日近く、契約の変更手続に要する期間を十分に確保できない場合には、受注者及び発注者の協議により現場閉所及び現場休息の状況を確認する日並びに協議の日以後に実施を予定する現場閉所及び現場休息の日を決定するとともに、当該決定に基づき4週8休に満たない場合は、契約の変更を行うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、現場閉所及び現場休息の確認については、次に掲げる事項を留意するものとする。
- (1) 現場閉所及び現場休息の状況の確認に当たっては、既存の書類を用いての確認に努め、書類を新たに作成することを求める等の事務負担の増加が生じないように、できる限り配慮すること。
 - (2) 監督職員は、緊急その他のやむを得ない事情がある場合を除き、現場閉所及び現場休息の当日及びこれらの前日に作業が発生するような作業指示（当該作業指示が現場閉所及び現場休息の前日に発せられる場合は、当該前日の内に作業が完結する等の軽微なものを除く。）等の現場閉所及び現場休息の当日に支障を来たすような行為は行わないようにすること。
 - (3) 監督職員は、現場閉所及び現場休息の日の確認、協議等について、工事の工程全体に遅延等が生じないように、適切に調整を行うよう努めるものとする。
 - (4) 監督職員は、発注した工事が一時中止するなどして期間に変更が生じることとなる場合は、その都度、受注者と協議するものとする。
 - (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条の規定により選任される統括安全衛生責任者をいう。）を選任している場合であって、その者が職務を行うことができないときに備え、「実施工程表」等を受注者から受領する際に、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

(積算方法)

第7条 発注者は、発注時に4週8休以上を前提として、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算する。

現場閉所及び現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

2 前項の規定による労務費の補正は、別に定める「八千代市営繕工事週休2日制適用工事に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(工事成績)

第8条 適用工事が週休2日制を達成できた場合は、完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとする。

2 週休2日制を達成できなかったことのみを理由とした工事成績評定点の減点評価は、行わない。

(実施の明示)

第9条 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を、別紙2の明示例を参考に、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(その他)

第10条 受注者は、この要領に定めのない事項又は要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議することとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に入札公告した工事については，なお従前の例による。

別紙 1

【入札公告若しくは指名通知書における記載例】

本工事は、発注者が週休 2 日制に取り組むことを指定する週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。

【特記仕様書における記載例】

（単独発注工事の場合）

1. 本工事は、発注者が週休 2 日制に取り組むことを指定する週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。
2. 前項の週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）について、その週休 2 日その他の考え方は、以下のとおりである。
 - ① 「週休 2 日制」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日）までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間は、対象期間に含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内における現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（日数の比率にして、8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、この割合の算出においては、降雨、降雪等による予定外の事象により現場閉所の状態とせざるを得なかった日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休 2 日制の取得計画が確認できる現場閉所の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日制に取り組むものとする。

4. 工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度、現場閉所の日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとし、対象期間の終了後も、速やかに、実際に現場閉所を行った日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。
5. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
6. 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。
7. 4週8休以上を前提に、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
8. 工事成績評定について、週休2日制を達成できた場合は完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとし、週休2日制を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点は行わない。

（分離発注工事の場合）

1. 本工事は、発注者が週休2日制に取り組むことを指定する週休2日制適用工事（発注者指定方式）である。
2. 前項の週休2日制適用工事（発注者指定方式）について、その週休2日その他の考え方は、以下のとおりである。
 - ① 「週休2日制」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間は、対象期間に含まない。

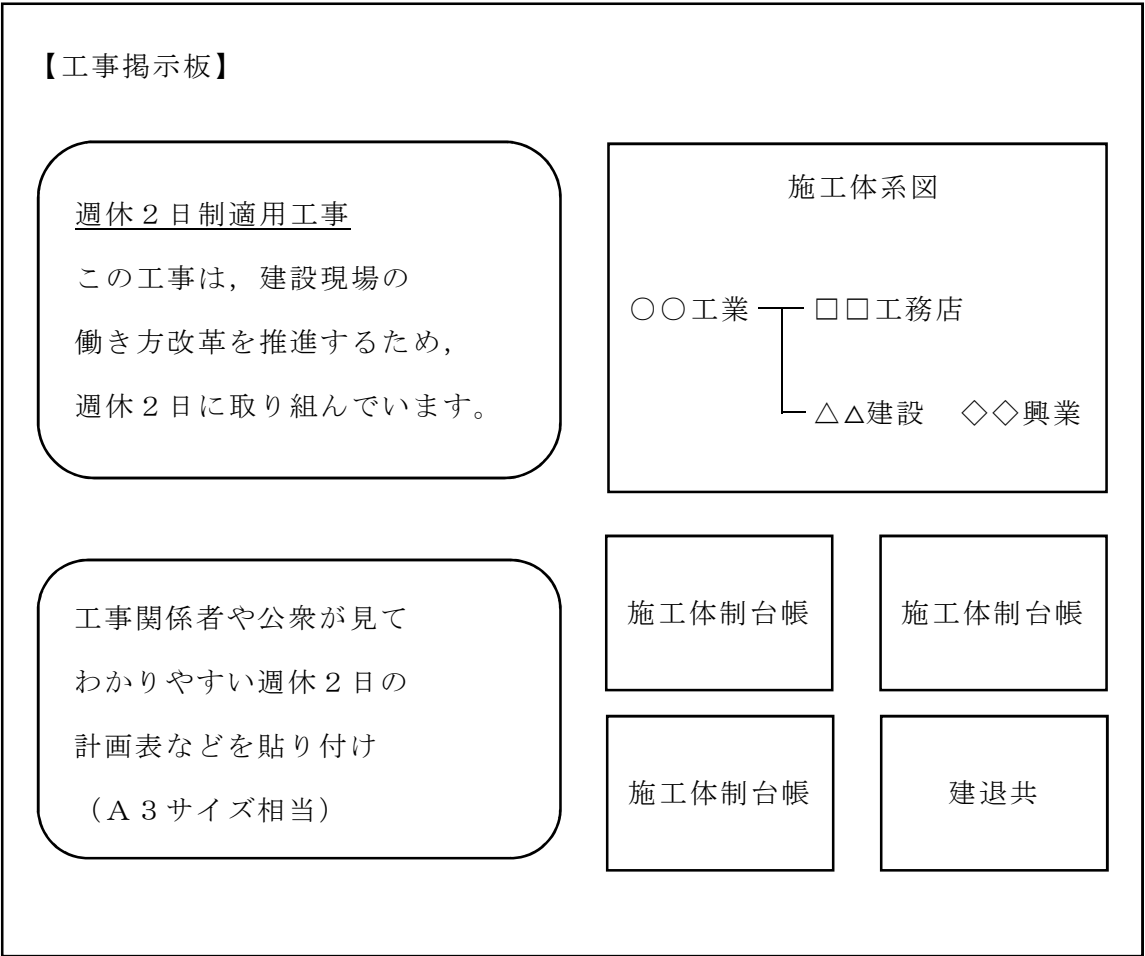
- ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ④ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間における現場閉所及び現場休息の日数の割合が、28.5%（日数の比率にして、8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、この割合の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含めるものとし、また、降雨、降雪等による予定外の事象により現場閉所又は現場休息の状態とせざるを得なかった日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日制の取得計画が確認できる現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日制に取り組むものとする。なお、「実施工程表」等の作成について、受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所及び現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成するものとする。
4. 工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとし、対象期間の終了後も、速やかに、実際に現場閉所及び現場休息を行った日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。
5. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所及び現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数を確認する。
6. 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。
7. 4週8休以上を前提に、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき

請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

8. 工事成績評定について、週休2日制を達成できた場合は完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとし、週休2日制を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点を行わない。

別紙 2

週休 2 日制適用工事を実施している旨の明示例



八千代市営繕工事週休2日制適用工事に係る積算方法等の運用

(趣旨)

第1条 この運用は、「八千代市営繕工事週休2日制適用工事实施要領（以下「実施要領」という。）」第7条第2項の規定により、週休2日制適用工事に係る積算方法等の運用について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この運用において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全館無人改修 仮庁舎等が準備されている等で改修する建物の全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。
- (2) 執務並行改修 建物に執務者がいる状態で行う改修工事（施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事を含む。）をいう。なお、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類し、また、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行うものとする。
- (3) 基準単価 「公共建築工事標準単価積算基準（平成19年2月15日国営計第145号）」の第2編、第3編及び第4編並びに「千葉県公共建築工事積算基準等資料」（以下「千葉県資料」という。）に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価をいう。
- (4) 基準補正単価 次に掲げる算定方式により導かれた単価をいう。
 - ア 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表A-2による改修補正率を標準として算定する。
 - イ 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表E-2による改修補正率を標準として算定する。

- ウ 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表M-2による改修補正率を標準として算定する。
- エ 著しく作業効率が悪い場合においては、実情を考慮し労務費等を補正する。

(複合単価の補正方法等)

- 第3条 複合単価の労務単価は、労務費に補正係数として1.05を乗じて補正するものとする。
- 2 前項の規定による補正の方法は、交通誘導警備員の労務単価についても適用するものとする。

(市場単価、補正市場単価の補正方法等)

- 第4条 市場単価又は補正市場単価は、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2に掲げる補正率を用いて、次に掲げる場合に応じた計算式により補正を行うものとする。

(1) 新営工事の場合

- ア 市場単価×新営補正率
- イ 補正市場単価×新営補正率

(2) 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

- ア 市場単価×新営補正率
- イ 補正市場単価×新営補正率

(3) 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

- ア 市場単価×改修補正率
- イ 補正市場単価×改修補正率

- 2 前項の規定により市場単価又は補正市場単価を補正するに当たり、執務並行改修の場合の基準補正単価については、千葉県資料第4編第1章8(3)ロの表A-1、表E-1及び表M-1の市場単価及び補正市場単価改修補正率の欄に掲げる数値によらず、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率の欄に掲げる数値を用いて、市場単価又は補正市場単価の補正を行

うこと。

(物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の補正方法等)

第5条 物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2に掲げる補正率を用いて、次に掲げる場合に応じた計算式により補正を行うものとする。

- (1) 新営工事の場合 物価資料の掲載価格×新営補正率
- (2) 全館無人改修又は執務並行改修の場合 物価資料の掲載価格×改修補正率

2 前項に規定する物価資料の掲載価格は、千葉県資料第4編第1章で定める運用を基準とする。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

表 A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※ この表の摘要の欄における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示すものとする。

- (1) 市場単価：市場単価及び補正市場単価の補正率
- (2) 物価資料：物価資料の掲載価格の補正率

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管， 2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	6 0 0 V 絶縁電線及び 6 0 0 V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式，銅覆鋼棒，接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 M - 2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用，ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト，排煙ダクト及び低圧 チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス，制気口，ダンパ ー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備（ユニット を除く。）	取付手間のみ	1.04	1.25